



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 三甲野 隆優  
(JASDAQ・コード 7918)

問い合わせ先 役職・氏名 取締役 正部 一行  
電話番号 03-5155-6801

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 70 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### ①目的の追加（定款第 2 条）

ヴィア・グループは、既存業態に加えて健康関連事業等、新規業態の研究開発を強化しており、新たにこれらの事業目的を追加するものです。

##### ②公告の方法（定款第 4 条）

「電子公告制度の導入のため商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴ない、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの処理を定めるものであります。

##### ③複数代理の制限（定款第 14 条）

株主総会に代理人を出席させる場合、会社法では人数制限の定めがないため明確に 1 名に限ることと致します。

##### ④招集者および議長（定款第 15 条・第 22 条）

株主総会、取締役会の招集者及び議長を取締役会長もできるように変更するものであります。

##### ⑤取締役・監査役の責任免除（定款第 27 条・第 36 条、新設）

従来、取締役・監査役の会社に対する損害賠償責任は高額のため経営・就任において萎縮の恐れがありました。平成 14 年 5 月に施行された改正商法第 266 条第 12 項および同第 280 条第 1 項の規程に基づき取締役・監査役の責任免除を定めることで、その恐れを回避するものであります。

##### ⑥目的の字句修正（定款第 2 条）

目的において、字句の不足および誤りがあるためこれを修正します。

⑦その他

会社法が平成18年5月1日から施行されたことに伴ない、会社法に対応した文言に  
加除修正しております。

また、条文の新設に伴ない、必要な条数の繰下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりでございます。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木）（予定）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）（予定）

以上

【別 紙】

<定款変更の内容>

(下線部分は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 1. ~ 5. <条文省略> 6. 上本並びに建築の設計、施行及び監理 7. ~ 3 1. <条文省略>  <新 設>  <u>3 2.</u> <条文省略>	(目的) 第2条 1. ~ 5. <現行どおり> 6. 上本並びに建築工事の設計、施工及び監理 7. ~ 3 1. <現行どおり> 3 2. 電子書籍の制作並びにその販売 3 3. グラフィックデザイン並びにデータ製作、販売 3 4. スポーツクラブの経営 3 5. スポーツクラブフランチャイズチェーンの運営およびコンサルティング 3 6. 健康食品の仕入・販売 3 7. <現行どおり>
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、電子広告により行なう。 ②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。
(会社が発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は80,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己株式の取得) 第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 ②当会社は1単元未満の株式について株券を発行しない。	(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 <第8条第2項に移項>
(端株原簿への不記載) 第8条 当会社は1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。	(株券の発行) 第8条 当会社は株式に係わる株券を発行する。 ②前項の規定に係わらず、当会社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(名義書換代理人) 第9条 当会社は <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③当会社の株式名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、 <u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③当会社の株式名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u>
(株式取扱規則) 第10条 当会社の株券の種類ならびに <u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料について</u> は、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日) 第11条 每決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。）</u> をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。 ②前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利行使すべき株主または登録質権者とすることができる。	(基準日) 第11条 每決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 ②前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とができる。
(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し臨時株主総会は必要に応じて隨時招集する。	(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(総会決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのないときは出席した株主の過半数をもってこれを行う。 ②商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。	(総会決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのないときは出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。
(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。	(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
< 新 設 >	
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に差し支えある場合、または、欠員の場合はあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長または取締役社長に差し支えある場合、または、欠員の場合はあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
(総会の議事録) 第 16 条 株主総会の議事録には議事の経過の要領ならびにその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が署名捺印または電子署名の上これを会社に保存する。	(総会の議事録) 第 16 条 株主総会の議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が署名捺印または電子署名の上これを会社に保存する。
(取締役の選任) 第 17 条 取締役は株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 ③取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(取締役の選任) 第 17 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 ③取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員により<u>就任した</u>取締役の任期は他の現任取締役の任期と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度</u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員により<u>選任された</u>取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第 20 条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第 20 条 取締役会の議長は<u>取締役会の決議によって取締役会長</u>または取締役社長がこれに当たる。<u>取締役会長または取締役社長</u>に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席してその過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席してその過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。</p> <p>ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。</p> <p>ただし、<u>取締役会長または取締役社長</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>②取締役会の互選により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要により取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 27 条</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。      ②監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。      ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 30 条 監査役は、その互選により、常勤監査役を定める。</p> <p>第 31 条</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 33 条</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当会社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。      ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 28 条</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。      ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。      ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第 32 条</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第 34 条</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬および退職慰労金) 第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
< 新 設 >	
(営業年度) 第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第36条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	(剰余金の配当等) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 ②当会社は、毎年3月31日または3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。 ③当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
(利益配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。 ②未払の利益配当金には利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第39条 配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。 ②未払の配当金には利息をつけない。

以 上